

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月2日

大和市長 古谷田 力

### 大和市規則第32号

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則（令和2年大和市規則第29号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年5月8日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和5年大和市条例第9号）による改正前の大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）附則第3項又は第4項に規定する作業に従事した職員に対する割増報酬については、なお従前の例による。